

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第23号

令和6年1月1日施行

可児漁業協同組合

可児漁業協同組合内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、可児漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第23号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（にじます、こい、ふな、わかさぎ、もろこ、おいかわ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該の遊漁の承認により当該水産動植物繁殖保護、組合若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣 (いかり掛け、どぼんこ、もり、ひし及びやすに類するものを除く)	竿釣は2本まで
たも網	制限なし

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行われなければならない。

魚 種	期 間
にじます、こい、ふな、うなぎ、もろこ、おいかわ	1月1日から12月31日まで
うぐい	6月1日から翌年の3月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
可児川可児市土田はね橋上流端から上流50メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで
小淵溜池えん堤下から下流200メートルまでの区域	
谷山溜池えん堤下から下流200メートルまでの区域	
松野池えん堤下から下流200メートルまでの区域	

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長	魚 種	全 長
こい	20センチメートル	うなぎ	30センチメートル
ふな	6センチメートル	うぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、中学生又は心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持）、70歳以上のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、組合事務所又は組合が委託する釣具店で納付する。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁者	遊漁料	現場加算料
にじます、こい、ふな、わかさぎ、もろこ、おいかわ、うぐい、うなぎ	手釣・竿釣 たも網	① 幼児又は小・中学生	無料	なし
		② 心身障がい者70歳以上	1日250円 1年2,000円	250円
		③ 上記①②以外	1日500円 1年3,000円	500円

2 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（日釣り券は省く）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は他人に貸与してならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、遊漁監視員の要求があったと

きは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。